

単位の修得方法

(聖徳大学 免許法認定公開講座)

【A】一種免許状取得希望の方

・受講対象者：●幼稚園・小学校・中学校・養護教諭二種免許状所有者で、教員在職年数を基礎資格として一種免許状を取得希望の方。

<表 1>二種免許状取得後の在職年数による必要単位数(教育職員免許法 別表第 3、第 6)

取得希望の免許状	所有免許状	所有免許状取得後の教員在職年数と必要単位数										
		在職年数	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上
幼・小・中一種免	幼・小・中二種免	必要単位数	—	—	45	40	35	30	25	20	15	10
養教一種免	養教二種免		20	15	10	10	10	10	10	10	10	10

※幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項に関する科目」及び、養護教諭の「養護に関する科目」は当面開講の予定はありません。

【B】隣接校種免許状(幼稚園・小学校二種)取得希望の方

・受講対象者：

●幼稚園教諭二種免許状→小学校教諭普通免許状を取得後、小学校で3年以上の教員在職年数がある方。

●小学校教諭二種免許状→幼稚園教諭普通免許状または中学校教諭普通免許状を取得後、当該学校で3年以上の教員在職年数がある方。

当該学校での教員在職年数とは、例えば中学校教諭普通免許状を取得後に中学校教員として勤務した年数を意味します。

<表 2>隣接校種免許状取得の必要修得単位の内訳(教育職員免許法 別表第 8、教育職員免許法施行規則 第 18 条の 2)

(表 2-1)

取得希望の免許状	所有免許状	在職年数	必要単位数	保育内容の指導法
幼二種免	小学校普通免	3年以上	6	6

(表 2-2)

取得希望の免許状	所有免許状	在職年数	必要単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目		
				各教科の指導法	道徳の理論及び指導法	生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目
小二種免	幼稚園普通免	3年以上	13	10	1	2
小二種免	中学校普通免	3年以上	12	10	—	2

※各教科の指導法は国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活(注)、音楽、図画工作、家庭、体育および外国語のうち5以上の教科の指導法について各2単位以上(計10単位)を修得する必要があります。(注)幼免所有者は生活、中免所有者は免許教科に相当する教科を除く。

※取得希望の免許状に関連のある学校での教職経験がある方は単位の減免がある場合があります。事前に都道府県教育委員会にご確認ください。

【C】栄養教諭免許状取得希望の方

・受講対象者：

●基礎資格である管理栄養士免許（含む管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許を取得）または栄養士免許を取得後（注）、下記（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの条件を栄養職員満たし、学校として3年以上（教諭または養護教諭の普通免許状所有者は在職年数1年未満でも可）の勤務経験がある方。

（Ⅰ）学校給食法第7条に規定する職員（学校栄養職員）として現在勤務している方。

（Ⅱ）将来、再び学校栄養職員として勤務することが想定される方（教育委員会事務局において学校給食の指導を担当されている方など）。

（注）管理栄養士免許取得前（基礎資格取得前）に修得した単位は、栄養教諭一種免許状取得のための単位としては原則認められません。事前に都道府県教育委員会に確認し、単位修得開始時期をご確認ください。

<表3> 栄養教諭免許状取得の必要修得単位の内訳（教育職員免許法 附則第17項、教育職員免許法施行規則 附則第6項）

（表3-1）学校栄養職員で、教諭または養護教諭の普通免許状をお持ちの方

取得希望の免許状	所有免許状		在職年数	必要単位数	栄養に係る教育に関する科目
栄養教諭一種免	管理栄養士免	幼・小・中・高・養護教諭普通免	1年未満でも可	2	2
栄養教諭二種免	栄養士免	幼・小・中・高・養護教諭普通免	1年未満でも可	2	2

（表3-2）学校栄養職員として3年以上の勤務経験があり、教諭または養護教諭の普通免許状をお持ちでない方

取得希望の免許状	所有免許状	在職年数	必要単位数	第2欄（栄養に係る教育に関する科目）	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			
					第3欄（教育の基礎的理解に関する科目）	第4欄（道徳、総合的な学習時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	第5欄（教育実践に関する科目） 栄養教育実習	計
栄養教諭一種免	管理栄養士免	3年以上	10	2	1以上	1以上	1以上	8
栄養教諭二種免	栄養士免	3年以上	8	2	1以上	1以上	1以上	6

※非常勤講師として1年以上の栄養指導勤務経験を有することを証明できる方は、教職に関する科目の単位を栄養教育実習に替えられる場合があります。該当する方は事前に都道府県教育委員会にご確認ください。

※令和3年度以降「栄養に係る教育に関する科目」及び「栄養教育実習」の開講は未定です。

本学で栄養教育実習をご受講希望の方

詳細は、「栄養教育実習要項」をご用意でき次第(毎年7月以降)、お送りしてご案内いたします。栄養教育実習をご希望の方は、メール(soa@sei toku. ac. jp)宛に「栄養教育実習要項希望」の件名で ①氏名 ②住所 ③電話番号を明記の上、実施要項をご請求ください。本学における受講条件は下記の通りです。

本学の栄養教育実習 受講条件

栄養教育実習以外の全ての必要単位を修得済み、または実習開始前までに修得見込み(受講済み)である方。

※本学以外で修得または修得見込みの単位については、お申込みの際に確認できる書類(単位修得証明書、受講許可書などの写し)を添付してください。

伝染病疾患がない方。 ※勤務先で細菌検査を受けていない方は、お申込み前に各自で必ず検査を受けて結果報告してください。

妊娠中でない方。

勤務校以外の実習校を自己開拓し、お申込みの際に実習受け入れ内諾書を提出できる方。

※手順や必要書類は、お送りする「栄養教育実習要項」に含まれております。

9月から12月までの間に5日間30時間以上、勤務校以外で実習できる方。 ※日数は連続した5日間でなくても構いません。

【諸注意】

- ・勤務外で教育実習を受けることに対する理解を得る必要がありますので、学校勤務の方は校長に許可を受けてから実習校開拓を始めてください。
- ・受講料(20,000円)は実習校の内諾を得て、必要書類(栄養教育実習受け入れ内諾書等)準備完了後にお振込みください。
- ・実習校にお渡しする実習謝礼金について、実習校の学校長にお伺いする書類は、お送りする「栄養教育実習要項」に含まれております。
- ・お申込み受付後、本学から実習校の学校長宛にご依頼書を郵送いたします。
- ・8月下旬に事前指導を開講します。事前指導の受講は必須です。事前指導にて栄養教育実習日誌を配布いたします。
- ・実習終了後、実習日誌とレポートを3週間以内にご提出いただきます。
- ・事後指導を1月下旬～2月上旬の土曜日に実施します。単位認定は事後指導終了以降になります。

【D】特別支援学校教諭(知的障害者、肢体不自由者、病弱者の3領域)免許状取得希望の方

・受講対象者：

●二種免許状は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の普通免許状で3年以上の教員在職年数がある方。

●一種免許状は、二種免許状取得後、特別支援学校の教員として3年以上の勤務経験がある方。※二種免許状に定められた領域のみ上進することができます。

<表4>特別支援学校教諭免許状取得の必要修得単位の内訳(教育職員免許法 別表第7)

(表4-1)聖徳大学の開講科目における必要修得単位の内訳

取得希望の免許状	所有免許状	在職年数	必要 単位数	第1欄 (基礎理 論に関す る科目)	第2欄(特別支援教育領域に関する科目)			第3欄(特別支援教育領域以外 の領域に関する科目)
					知的障害者 ※(Ⅰ)(Ⅱ)	肢体不自由者 ※(Ⅰ)(Ⅱ)	病弱者 ※(Ⅰ)(Ⅱ)	その他の障害領域
特支教諭一種免	特支教諭 二種免	3年以上	9※	1	2	2	2	2
特支教諭二種免	幼・小・中・高 教諭普通免	3年以上	9※	1	2	2	2	2

※(Ⅰ)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 (Ⅱ)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

※(教育職員免許法 別表第7)に定める3領域(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)の免許取得に必要な最低修得単位数は6単位です。しかし、聖徳大学では第2欄に関して必要事項を含むために、各領域それぞれにて、(Ⅰ)を1単位、(Ⅱ)を1単位、計2単位の修得が必要です。そのため3単位増の9単位が、最低必要単位数になります。

※聖徳大学で開講しているのは特別支援教育5領域のうち、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」の3領域です。「視覚障害者」「聴覚障害者」の領域は当面開講予定がございません。聖徳大学では特別支援学校教諭免許状取得に必要な科目の一部しか開講しておりません。

(表4-2)聖徳大学での開講状況

特別支援教育に関する科目			聖徳大学における開講科目名
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害者教育論
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	(Ⅰ)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者領域 (Ⅰ)知的障害者の心理・生理・病理 (Ⅱ)知的障害者教育
		(Ⅱ)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由者領域 (Ⅰ)肢体不自由者の心理・生理・病理 (Ⅱ)肢体不自由者教育
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者領域 (Ⅰ)病弱者の心理・生理・病理 (Ⅱ)病弱教育
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	